

## 第四章 青少年対策

### ○千葉県青少年健全育成条例

(昭和三十九年十一月一日)  
条例第六十四号

〔沿革〕 昭和四十六年一月二十五日条例第六号、五十七年二月三日第三八号、五十九年一月四日第三四号、六〇年二月三日第三号、第三六号、平成四年三月二十六日第一六号、六年三月二十九日第八号、七年一月一日第三五七号、八年一月十五日第三一号、〇年二月三日第四七号改正

#### 千葉県青少年健全育成条例

##### 目次

第一章 総則(第一条―第六条)……………	四六〇一
第二章 優良興行及び優良図書等の推奨(第七条)……………	四六〇三
第三章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止(第八条―第二十三条)……………	四六〇三
第四章 審議会への諮問(第二十四条)……………	四六一二
第五章 雑則(第二十五条―第二十七条)……………	四六一二
第六章 罰則(第二十八条―第三十条)……………	四六一三
附則……………	四六一四
第一章 総則……………	四六一四

追加(平成六年条例八号)

##### (目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とする。

##### (条例の解釈適用)

第二条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやくもこれを拡張して解釈し、県民の権利と自由を不当に制限するようなことがあつてはならない。

##### (県民の責務)

第三条 すべて県民は、青少年の自主的な活動を助長し、青少年のための健全な環境をつくり、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければならない。

##### (県の任務)

第四条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を行なうものとする。

- 一 青少年の組織する自主的な団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の活動に対する指導及び援助
- 二 青少年の体育、娯楽、語り合い、研修等のための施設の新設及び整備
- 三 地域社会において青少年の指導及び育成に協力する者の確保

て、当該営業の廃止を命ずることができると。

追加(平成八年条例三二号)

(利用カードの売買等の禁止)

第十八条の八 何人も、青少年に対し、利用カードを売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カードに記載されたテレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

追加(平成八年条例三二号)

(自動販売機への利用カードの収納の禁止)

第十八条の九 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場所に設置される自動販売機については、適用しない。

- 一 青少年入場禁止場所の屋内で、かつ、外部から利用カードの購入をすることができない場所
- 二 屋内で、かつ、青少年が利用カードを購入することがないよう適正に管理するための者が配置されている場所

追加(平成八年条例三二号)

(買物の受入れ、古物の買受けの制限等)

第十九条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第

第四編 社会福祉 第四章 青少年対策 千葉県青少年健全育成条例

(千葉四一八)

二項に規定する質屋又は古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商は、青少年から物品を質にとつて金銭を貸し付け、又は古物(古書籍を除く。次項において同じ。)を買ひ受けてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められたときは、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないようにしなければならない。

一部改正(平成六年条例八号・七年五七号)

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第二十条 何人も、青少年に対し、専ら自己の性的欲望を満足させる目的で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 金品、職務、役務その他の財産上の利益を提供し、又はこれらの提供を約束して性行為又はわいせつな行為をすること。
- 二 威迫し、欺き、又は困惑させる性行為又はわいせつな行為をすること。
- 三 周旋を受けて性行為又はわいせつな行為をすること。

追加(昭和六〇年条例三六号)一部改正(平成六年条例八号)

(有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止)

第二十一条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業(次条において「旅館業」という。)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法